

公 募 公 告

令和4年1月11日

支出負担行為担当官

山口地方法務局長 石崎 司

山口地方法務局においては、令和4年4月から、山口県下関市西入江町ほかの地区において、不動産登記法第14条第1項に定める地図（以下「14条地図」という。）の作成作業を予定しています。

ついては、14条地図を作成する際に必要となる現地事務所を下記のとおり公募します。

記

1 公募に付する事項

- (1) 契 約 名：登記所備付地図作成作業に係る現地事務所賃貸借契約
- (2) 業 務 場 所：募集要領による。
- (3) 契 約 期 間：令和4年4月1日から令和4年12月28日まで
- (4) 現地事務所の仕様：募集要領による。

2 公募に参加できる者

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 仲介人として公募に参加する場合にあつては、国土交通大臣又は山口県知事による宅地建物取引業の免許を受けていること。
- (4) 契約の相手方として不適当でなく契約の相手方として不適当な行為をしない者。
なお、契約の相手方として不適当な者及び不適当な行為をする者とは、以下のア及びイに示す者である。
ア 契約の相手方として不適当な者

(ア) 法人等（個人，法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者，法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者，団体である場合は代表者，理事等，その他経営に実質的に関与している者をいう。）が，暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(イ) 役員等が，自己，自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって，暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(ウ) 役員等が，暴力団又は暴力団員に対して，資金等を供給し，又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持，運営に協力し，若しくは関与しているとき。

(エ) 役員等が，暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

(オ) 役員等が，暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

イ 契約の相手方として不適当な行為をする者

(ア) 暴力的な要求行為を行う者

(イ) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

(ウ) 取引に関して脅迫的な言動をし，又は暴力を用いる行為を行う者

(エ) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

(オ) その他前各号に準ずる行為を行う者

(5) 官庁（国の全ての機関）及び地方公共団体から，指名停止又は一般競争入札参加資格停止若しくは営業停止（以下「指名停止等」という。）を受けている期間に該当しない者であること。

なお，指名停止等を受けているのが，会社（法人）の本店・支店・営業所等のいずれであっても，本公募の参加資格はない。

3 電子調達システムの利用

本件は，電子調達システムを利用することができる。

4 募集要領等公募関係資料の交付

(1) 交付期間

令和4年1月11日（火）から令和4年1月25日（火）までの午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、土曜日及び日曜日を除く。）下記(2)の場所において交付する。

令和4年1月11日（火）から令和4年1月25日（火）の午後5時15分まで電子調達システムにおいて交付する。

(2) 交付場所及び問合せ先

〒753-8577 山口市中河原町6番16号 山口地方合同庁舎2号館4階
山口地方法務局会計課用度係（担当 岡本）

電話 083-922-2295（音声案内 4→3）

FAX 083-933-1035

5 応募の受付

(1) 受付期間

令和4年1月11日（火）から令和4年1月25日（火）までの午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、土曜日及び日曜日を除く。）上記4(2)の場所において受け付ける。

令和4年1月11日（火）から令和4年1月25日（火）の午後5時15分まで電子調達システムにおいて受け付ける。

(2) 応募方法

公募参加申込書及び募集要領で示す現地事務所の仕様を満たしていることが分かる資料を指定の場所に郵送（提出期間内に必着のこと。）、直接持参又は電子調達システムにより提出すること。

なお、代理人が応募する場合は、委任状も提出すること。

(3) 提出先

上記4(2)に同じ

6 契約書作成の要否

要

7 その他

詳細は募集要領による。

以 上